

原爆被爆二世・三世運動の新たな展開 ～放射線の遺伝的影響をめぐる被爆二世訴訟と国連での訴え～

中村 尚樹

はじめに

「私と同じ被爆二世であるいとは、30代の若さで急性白血病にかかり、亡くなりました。もしかしたら放射線の影響かもしれない。自分もいつかそうなるのでは……。そんな不安がつきまといます」

広島市の被爆二世で、「全国被爆二世団体連絡協議会」事務局長の平野克博は、自らが原告の1人となり、2017年に提訴した集団訴訟、冒頭の意見陳述で、こう証言した。

「私は、もともと4人兄弟であったようなのですが、そのことを知ったのは、母が亡くなる直前なのです。それまでは、3人兄弟だとずっと思っていました。放射線の影響を親が心配して言わなかったのか、それとも差別のことがあったのか、よくわかりません」

平野は、被爆二世として生きて来た胸の内を、筆者にそう語った。

同じく原告の1人で、「長崎県被爆二世の会」会長の丸尾育朗は、2018年5月に膀胱ガンと診断され、6月に手術を受けた。丸尾の母と、丸尾のいとは被爆者だが、いずれも膀胱ガンで亡くなった。さらに同じ被爆二世の友人で、高校時代の同級生も、やはり膀胱ガンで亡くなった。脳腫瘍や胃ガンなど、思い病気を患っている被爆二世の友人は多い。丸尾は高校一年のとき貧血症にかかり、半年間通院した病歴もある。「私のガンは、原爆が影響している可能性は

あると思います。二世のなかで、ガンで亡くなる流れがあります。ガンが多いのです。自分のなかで、可能性を否定することはできません」

丸尾はそう、筆者に不安を吐露した。

広島と長崎で被爆した原爆被爆者の子ども、いわゆる被爆二世のグループが国を相手取り、「二世に対する援護策を怠っている」として損害賠償を求める集団訴訟を2017年2月、広島と長崎の地方裁判所に起こした。

1980年代に運動を始めた原告たちはこれまで、政治的な交渉を通じて、問題の決着をはかろうとしてきた。実際に被爆二世・三世に対する援護策が盛り込まれた「被爆者援護法案」が二度にわたり、与野党逆転下の参議院を通過したという実績もある。しかしその後、自民党から民主党への政権交代があっても、援護策は実現していない。

原爆被爆者の高齢化は言われて久しいが、そのことは被爆二世の高齢化も意味する。被爆73周年が過ぎたいま、最も高齢な被爆二世は、すでに72歳になっている。

このまま従来の方針で運動を続けたとしても、問題の解決は望み薄だ。そうした危機感から、被爆二世たちは新たな形の運動に取り組むことにした。そのひとつが国家賠償を求める裁判である。

実は、被爆二世の親の世代が取り組んだ被爆者運動の歴史も、裁判闘争の歴史と言っていい。国が被爆者手帳の制度を制定したのも、被爆者

に対する諸手当を支給するようになったのも、すべて裁判を通じて、被爆者が勝ち取った成果なのだ。その後の、原爆症の認定を求めた裁判でも、次々と原告側が勝訴した。さらに外国人被爆者に対する援護策の実現も、韓国人被爆者たちが日本政府を相手取って数々の裁判を闘った結果である。こうしてみると、被爆二世たちは今回の裁判闘争を、原爆被害者たちによる運動の正統な系譜として位置付けようとしていると言えるだろう。

さらに被爆二世たちは、国連を舞台とした働きかけも始めた。裁判闘争を日本の内からの闘いとすれば、外からも攻勢を強めようというわけである。

このように被爆二世たちが新たな取り組みに積極的に動く背景には、2017年に採択された「核兵器禁止条約」がある。同条約では、核兵器の将来にわたる影響についても言及しているのだ。それこそ、被爆二世が身をもって体験している事実なのである。

本稿では被爆二世たちによる運動が新たな局面を迎えたことを踏まえ、その経過をたどりつつ、被爆二世・三世運動が、核廃絶を求める運動のなかでどのような役割を果たしていくのか、検討したい。

本論に入る前に言及しておきたいのは、遺伝的影響の有無というテーマは、非常にデリケートな問題だということである。原爆被爆者に対する差別は過去に存在したし、現在もないとは言えない。特に就職や結婚という場面において問題は顕著に現れた。被爆二世についても、結婚問題で差別があった人は少なくない。

健康面について言えば、被爆二世の人たちのなかには、生まれつき身体が弱かったという人もいる。後述するが、1950～60年代にかけては、白血病を発症する被爆二世が次々と新聞記事となり、これを踏まえて被爆二世に対する差

別的な発言で物議をかもした都議会議員もいる。

この問題は、親子関係にも微妙な影響を与えかねない。子どもの立場からすれば、被爆二世となったことについて、本人の責任はまったくない。被爆した親にも責任はない。というより、最大の被害者である。しかし親からすれば、「なぜ自分が被爆二世となったのか」と子どもから問われると、特に子どもが病気を発症した場合、子どもに何の落ち度もない以上、「親の責任だ」と自分を責めずにはいられなくなる。そんな感情が親子の間にある限り、被爆の問題は避けて通りたいという気持ちになるのも理解できる。

その一方で、二世であることを何ら意識せずに生きてきた人たちがいる。というより、そうした人たちのほうが大半を占めている。

ひと口で「被爆二世」と言っても、健康状態に問題のない人もいれば病気の人もいて、個人差が大きいのだ。人によってそれぞれなのは当然である。

被爆二世とは、ハンディキャップのひとつであると見ることができる。ハンディのレベルが0の人もいれば、1の人もいれば、10の人もいる。しかもこうした人生におけるハンディは、被爆二世の人たちに限らず私たちの誰もが必ず持つものである。被爆者や被爆二世であろうが、そうでなかろうが、ガンによる死亡率は増加し、加齢と共に身体は衰弱する。

しかし被爆二世としてのハンディが、他の人たちのハンディと決定的に違うのは、それが戦争、それも核兵器によってもたらされた、人類にとって未知の被害だという点である。そして、再び核戦争が起きないとも限らないという現実が、目の前にある。

核廃絶を心から求める被爆者たちの願いを引き継ぐのは、被爆二世に課せられた責務だと、二世たちは感じている。心無い人たちにより、

社会的な差別を増長するかもしれないという不安を抱きつつ、被爆二世の人たちが意を決して立ち上がる理由は、そこにある。

なお本文中、敬称はすべて省略させていただいた。

1. 被爆者とは

「被爆二世」について述べる前に、彼らの親である「被爆者」とはどういう存在なのかを確認しておきたい。

被爆者は当初、広島では「原爆被害者」、長崎では「原爆被災者」と呼ばれていた。これは、被爆による死者も含んでいる。

1954年のビキニ水爆実験で第五福竜丸が被災し、原水爆禁止運動と被爆者救済の機運が高まるなかで、1957年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」、いわゆる「原爆医療法」が制定された。この法律で「被爆者」という言葉が用いられ、被爆者であることを証明する「被爆者健康手帳」、一般には「被爆者手帳」、あるいは「原爆手帳」と呼ばれる手帳が、原爆医療法に基づいて交付されるようになった。

被爆者という用語は、一般的には原爆により何らかの被害を受けた人という意味で使われるが、法律的には、所定の要件を満たして被爆者手帳を交付された生存者に対する、法的な地位を意味する言葉なのである。

なお、特に放射線被害について言及する文脈においては、被爆者についても「被曝」という字を用いる。

この定義による被爆者は、法律ができた1957年には約20万人だったが、1980年に約37万2000人でピークとなった。2018年3月現在では約15万5000人、平均年齢は82歳である。

そして、被爆者に対する現在の援護策を定めているのが、1994年に成立した「原子爆弾被

爆者に対する援護に関する法律」、いわゆる「被爆者援護法」である。

それによると、原爆の放射線によると認定された病気の治療費は、国が全額を負担する。その他の治療についても、放射線を浴びた被爆者は、病気やケガをしやすく、治りにくくとして、被爆者が保険診療を受けた場合、窓口で支払う自己負担分を国が負担する。

さらに被爆者援護法では、いくつかの手当が定められている。「循環器機能障害」や「運動器機能障害」、「造血機能障害」など11の障害のいずれかを伴う病気にかかっている人を対象に、月額約3万4000円の「健康管理手当」が支給される。

特に症状が重く、健康上、そして生活上、最も深刻な状況にあると厚生労働大臣が認めた、いわゆる「認定被爆者」には、「医療特別手当」として月額約14万円が支給される。

では、どのような人に被爆者手帳が交付されるのだろうか。

国の定める被爆者には4種類ある。被爆者援護法第1条の1号から4号までで規定されていることから、「1号被爆者」、「2号被爆者」などと呼ばれている。

このうち最も多い「1号被爆者」が「直接被爆者」で、原子爆弾が投下されたとき、広島市、長崎市、またはその周辺の、政令で定められた被爆地域にいた人である。

「2号被爆者」は「入市被爆者」で、原爆投下から2週間以内に被爆地域に立ち入った人。

「3号被爆者」は、両市以外の場所に搬送された被爆者の救護や遺体の処理に従事し、放射能の影響を受けた人。

そして「4号被爆者」が「胎内被爆者」で、1号、2号、3号被爆者となった母親の被爆時に、その胎児だった人である。

実際の認定作業にあたっては、被爆した場所

や、被爆地域に入った日時、救護活動をした時間や接触した被爆者の人数など、一定の条件を満たしていなければ、被爆者とは認められない。科学的に、誰もが納得する線引きがされているのなら良いのだが、残念ながらそうなのではない。特に被爆地域の指定は、被爆当時の行政区域の境界線に従い、政治的な思惑も加わって、いびつな形で決められている。

2. 被爆二世とは

次に、本題の「被爆二世」である。被爆二世の全国組織である「全国被爆二世団体連絡協議会」、略称「全国被爆二世協」は、自分たちを「第五の被爆者」と位置付けている。前述したように、被爆者は1号から4号に分類されるが、被爆二世は原爆の放射線による遺伝的な影響を受けている可能性を否定できず、その意味で4号までの被爆者に次ぐ「5号被爆者」だという主張である。

ではどういう人が、被爆二世となるのだろうか。全国被爆二世協は、「被爆者を両親またはそのどちらかに持ち、両親またはどちらかが被爆後に命を授かった者」と定義している。原爆投下後に出生しても、胎内被爆者はあくまで被爆者であり、二世ではない。両親またはそのどちらかが被爆者であっても、被爆以前にすでに生まれていた者は被爆二世には含まれない。

国は被爆二世を対象にした年一回の健康診断事業を実施しているが、対象者は、広島被爆の場合は1946年6月1日以降、長崎被爆の場合は1946年6月4日以降に出生した人とされている。

こうした被爆二世が全国で何人いるのか、実はまったく把握されていない。被爆二世の人数や生活実態がどうなっているのかなど、調査が手つかずのまま放置されているのだ。

広島市が出している『広島市原爆被害者援護

行政史』（1996年、広島市衛生局被爆者対策部編）には、「厚生省では（昭和）50年に実施した『被爆者実態調査』の結果、被爆二世の総数を32万人と推定」という記載がある。これを筆者が厚生労働省に確認したところ、「こちらから公式に出したことはなく、広島市が国の実態調査を踏まえて出されたのではないか」との回答だった。しかし広島市としての公式発表はない。

全国被爆二世協では被爆者1人につき、子どもが1人から2人程度いるだろうというおおざっぱな推定で、被爆者の人数をもとに、被爆二世は30万人から50万人という数字を示している。

3. かつては社会問題に

最近では被爆二世が、新聞やテレビのニュースで取り上げられる機会はほとんどない。しかしかつては、大きな社会問題となった時期があった。

1968年に7歳の男の子が白血病で死亡した。その死をテーマとした竹内淑郎編『ぼく生きたかった』（1968年、宇野書店）が出版されるや、被爆二世の問題が大きな注目を集めた。母親の^{なごやみさお}名越 操 は16歳で被爆している。彼女は二男、^{ふみき}史樹の死について、次のように悲痛な思いをさらけだしている。

「史樹が亡くなって、それをきっかけに被爆二世の問題が大きくクローズアップされ、新聞やテレビや週刊誌などで報道されました。私はたたかい疲れ、子どもを亡くした悲しみのなかで、ほんとうはそっとしておいて欲しいのに、マスコミ関係者は情容赦なくづかづかと踏み込んで、私はすりきれたレコードのようにヘトヘトに疲れ果ててしまいました。（中略）私が好むと好まざるとにかかわらず、被爆二世の

問題は新たな問題として歩き始めたのです」(『ヒロシマ 母の記 史樹の「死」を生きて』1985年、汐文社)

『広島市原爆被爆者援護行政史』(前出)には、「43年(1968年)から44年(1969年)にかけて、被爆二世の白血病による死亡者が相次いだ(5歳から17歳までの児童・生徒4人が相次いで死亡)ことから、被爆二世問題を正面から取り上げる動きが各方面から起こってくる」と記載されている。

1976年7月1日に開かれた東京都議会の委員会では、歯科医師でもある自民党議員の近藤信好が、被爆二世に対する医療費助成をめぐる条例案の審議中、「遺伝の問題があるので、被爆者の絶滅の方法はないか」(1976年7月2日付け毎日新聞)と発言した。さらに記者の取材に対し「(原爆症は)遺伝の傾向があるので、優生保護的な見地から、子供を持たないように(都が)行政指導すべきである。このことは人権問題につながるかもしれないが、それなくしては後世に遺恨を残すことになる」などと述べたのである。

こうした出来事が、被爆二世に対する偏見を助長することにつながった。

「メディア社会学」が専門で、武蔵大学社会学部教授の永田浩三は、自身の体験を踏まえて次のように指摘する。

「わたしの母はヒロシマの被爆者だが、二世のわたしは母と同じ受け止め方はしない。放射線の被害を冷静にとらえられるときもあれば、過剰に悲観的になることだってある。受け止め方が揺れ動く元凶として考えられるのは、情報を出す側の秘密主義であつたり、科学の衣を着ながら数値の意味を意図的に歪めたりしてきた現実である。さらには受け手の側も情報を歪めて受け取ることがある。情報のとらえ方をめぐって、被害者どうしが、しなくてもよいはず

のいがみあいを起こしたりする」(永田浩三編著『フェイクと憎悪』2018年、大月書店)

何が誤ったニュースで、何が差別的なニュースなのかを明言することは簡単ではないと、永田は指摘する。

では被爆二世に対する具体的な援護策は、どうなっているのだろうか。

「健康不安を解消し、健康の保持・増進を図る」という名目で、1973年から財団法人「日本公衆衛生協会」が国の委託を受け、2001年からは各都道府県と広島市・長崎市が国の委託を受けて、唯一の施策である「被爆二世健康診断」が行われている。しかしその目的は、あくまで「健康不安の解消」であり、被爆の影響があることを前提とした立場はとっていない。このため検査内容に、ガン検診は含まれていない。

予算は、2016年度で約2億1600万円。一方、被爆者に対する医療費や各種手当など援護予算は、2017年度で、約15万5000人の被爆者に対し、約1325億1600万円。このように被爆二世に対して国は、被爆者対策の1000分の1から2程度の予算でしか対応していないのが現状だ。

なお、限られた自治体ではあるが、独自に被爆二世対策を実施しているところもある。例えば東京都では、被爆者援護法で健康管理手当の対象になっている11の疾病のいずれかで6ヵ月以上の治療が必要とされた場合、健康保険の自己負担分を助成する制度がある。県レベルでは神奈川県、市レベルでは横浜市、川崎市、大阪府の摂津市と吹田市、それに愛知県津島市も同様の対策をとっている。この他、第五福竜丸が帰港した焼津港のある静岡県、それに東京都は希望者にガン検診を実施している。一方、広島市と長崎市は、「国がやるべき事業だ」として、独自のガン検診や助成などは実施していない。

4. 二つの方針を決定

現在の被爆者援護法には、被爆二世に関する文言はない。しかし1989年の116回国会と1992年の123回国会で、参議院において二度にわたり可決された被爆者援護法案では、「子又は孫に対する適用等」という「被爆二世・三世条項」が盛り込まれた。それによると、原爆に起因すると見られる病気にかかっていると都道府県知事の認定を受けた被爆二世と三世は、年金などを除いて被爆者援護法の規定を適用するとしていたのである。

1994年に制定された、現在の援護法が成立する過程で、この二世・三世条項は除外された。しかし衆議院の付帯決議は、二世問題について、「被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること」と言及している。

以上のような問題点の認識や、歴史的経緯を踏まえ、全国被爆二世協では、被爆者援護法を被爆二世にも適用するよう改正することや、被爆二世への医療措置、ガン検診の実施、健康手帳の発行などを要請し続けている。

しかし厚生労働省は、「被爆二世への施策を実施することは、国民の理解を得られない」と、交渉のたびに同じ回答を繰り返してきた。しかも、交渉の席で担当者は、「健康不安があるというくらいで、財務省を説得できているのですか」、「放影研の健康調査で遺伝的影響がないことが証明されれば、あなたたちみんなハッピーなんでしょ」等と発言し、被爆二世の要望に真剣に向き合おうとしない姿勢が、あからさまに感じられることもしばしばだった。

政治解決のメドが立たないまま、時間だけが過ぎ、既述したように被爆二世の高齢化が進む。

全国被爆二世協が1988年に結成されて30年近くが過ぎたが、被爆二世・三世に対する援護策は未だ実現しない。このままでは先の見通しがまったく立たない。

追い詰められた彼らは、2016年2月13日、広島で開催した全国被爆二世協の総会で、「被爆二世・三世への適用」を明記した、被爆者援護法の改正をめざすための新たな活動として、二つの方針を決定した。

ひとつは、裁判を通して、被爆二世・三世に対する援護対策の実現をめざすこと。

もうひとつは、被爆二世・三世問題を国際社会、具体的には国連人権理事会に人権侵害として訴え、外部から日本政府に、被爆二世・三世の人権保障を求める取り組みを始めることである。

5. 国家賠償訴訟を提訴

まず、国を相手取った裁判である。全国被爆二世協では2015年12月以降、弁護団との学習会を重ねながら、準備を進めた。

そして2017年2月17日、広島地裁に親が広島で被爆した被爆二世22人が原告となり、2月20日には長崎地裁に親が長崎で被爆した被爆二世25人が原告となり、国を相手取って国家賠償訴訟を提訴した。

広島地裁での第1回口頭弁論は同年5月9日に行われ、その後6月15日に4人が追加提訴した。8月22日には第2回口頭弁論及び追加提訴第1回口頭弁論が行われ、2つの裁判は併合された。10月26日に第3回口頭弁論が、2018年2月13日に第4回口頭弁論、6月26日に第5回口頭弁論、10月9日に第6回口頭弁論が開かれた。

長崎地裁には5月24日、1人が追加提訴した。6月5日に第1回口頭弁論、9月26日に第2回口頭弁論及び追加提訴第1回口頭弁論が行われ、

2つの裁判は併合された。2018年2月6日には第3回口頭弁論、6月19日には第4回口頭弁論、10月16日には第5回口頭弁論が行われた。

この裁判で、原告団は、被爆二世が被った長期間にわたる多大な精神的損害として、原告1人につき10万円の慰謝料を請求している。その主張は、以下のようなものである。

被爆二世が遺伝的影響を受けていることは否定できない。「被爆者」に被爆二世を含めず、援護の対象としていない被爆者援護法は、被爆二世の生命と健康を脅かすものであるから、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障する憲法13条に違反する。また、被爆者援護法が被爆者に対しては医療の面での援護を行い、各種手当を支給しながら、放射線の遺伝的影響が指摘される被爆二世に対しては援護も手当も与えないとする区別に合理性は認められないから「平等権」を保障する憲法14条1項に違反する。そして、国会は被爆二世を適用対象外とする被爆者援護法を制定して違憲状態を作り出した以上、被爆者援護法を改正し、適用範囲を被爆二世へ拡大すべき立法義務を負っていたにもかかわらず、この義務を怠って、被爆二世に適用範囲を拡大する法改正を行ってこなかった立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用において違法である。

以上が原告団の請求の趣旨である。確かに請求は慰謝料だが、目的は慰謝料自体にあるのではない。

広島と長崎であわせて52人の原告が、被爆二世を代表して訴訟を起こしたのは、この訴訟を通して、問題の所在を社会的に明らかにし、すべての被爆二世を援護の対象とした立法措置の契機とするのが目的である。

端的に、「立法措置を取らないことが問題だ」として訴えたほうが、確かにわかりやすい。しかし、「それは国の裁量の問題だ」として、審

理に入る前に門前払いされてしまう惧れがあった。そこで弁護団では、慰謝料を求める形の国家賠償訴訟を提起するという手法を選んだのである。

ちなみに、原告の求める慰謝料として、1人10万円は安すぎるという印象はある。しかし、裁判に訴えるためには、請求した額の0.5%にあたる収入印紙を添えなければならない。仮に100万円の賠償を求めるとすると、1人あたり5000円となってしまふ。賠償の金額自体が目的ではない以上、原告側に無理のない賠償額に設定したのである。

全国被爆二世協では、裁判闘争を通じて、以下の要求実現を図りたいとしている。

(1) 被爆者援護法の趣旨が、原爆の放射線による被害という特殊な戦争被害を被った人たちに対する援護にある以上、国会は被爆二世を被爆者援護法に規定する援護の対象とし、「第五の被爆者」として、被爆二世を被爆者援護法の対象と定めなければならない。

(2) 仮に(1)の立法措置をとらなくとも、国会は少なくとも次の内容の立法措置をとるべき義務を負っている。被爆二世を被爆者援護法7条に定める「健康診断」の対象者とし、その健康診断の結果、同法27条に定める「健康管理手当」の支給対象とされている疾病に該当すると診断された場合は、申請により同法2条に定める健康手帳を交付し、同法に基づく援護措置をとる、という立法措置である。

両親が長崎で被爆した被爆二世で、全国被爆二世協の会長、崎山昇は、裁判の意義を次のように語る。

「私たちは、核兵器の非人道性の最たるもののひとつが、放射線の次世代への影響だと思っています。被爆二世集団訴訟は、原爆被爆二世の問題にとどまらず、フクシマの被害者や、世界の核被害者の次の世代の問題解決にもつなが

ります。そして、“放射線の次世代への影響”や、“核と人類は共存できない”ということが世界の共通認識となれば、原発も含む核廃絶につながるものと確信しています。

これらの闘いは、大変困難なものになると思っています。しかし、核被害者の次の世代の問題解決と核廃絶をめざす闘いは、私たち被爆二世の使命であることを自覚し、最後まで闘い抜いていきたいと思っています」

なお、今回の裁判で原告はすべて被爆二世だが、今回の裁判などを通じて被爆三世の援護も実現したいとしている。

6. 被告側第1準備書面

裁判は予想された通り、原告と被告の主張が真っ向から対立する展開となった。以降、長崎裁判の期日に従って内容を紹介するが、広島と長崎の裁判は同内容の経緯をたどっている。

原告側の訴状に対し、第2回期日の2017年9月26日にあわせて提出された、被告国側の第1準備書面における反論は以下のようなものである。

(1) 被告側は、被爆者援護法の制定過程における二世に関する以下の委員会答弁等を国会の議事録から引用した。

「白血病が二世に遺伝的に影響があるのかわるかという点の論争も、学者の研究の成果で、いま、わかっている段階では、白血病の遺伝的な要素はきわめて消極的である」

「二世、三世というか、従来、当時の被爆者の子どもに対する影響という問題については、各方面で実は研究がございまして、ABCCと国立予防衛生研究所との共同におきまして、原爆被爆者の二世における白血病に関する研究について、(中略)研究がなされております。結論といたしましては、いまのところ直接的な因果

関係を見出すことはできません」

「少なくとも現在まで、特に放射線影響研究所において行いました研究におきましては、三十数年たっておるわけでございますが、いままでの研究の中で、やはり被爆二世に関しまして、何も普通の人と特に変わった死亡の状況にない、あるいは死産とか、そういうことを含めまして、いままでのところ何にも証明されておりません。」

(2) 立法不作為が国家賠償法上、違法の評価を受けるのは、極めて例外的な場合に限られることを、「在宅投票制度廃止事件」(最高裁昭和60年11月21日第1小法廷判決)から引用した。

「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」

(3) 二世を援護法の適用対象としない立法不作為は、あくまで政策的判断によるものであり、国家賠償法上、違法の評価を受けないことを、以下のように主張した。

「戦争被害は、戦時という国の存亡にかかわる非常事態においては、国民が等しく受忍しなければならなかった性質のものである。したがって、このような戦争犠牲ないし戦争損害に対する措置は、憲法の全く予想しないところであり、これらに対しては単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎず、適宜の立法措置を講じるか否かの判断は、国会の裁量的権限に委ねられるものと解すべきである」

「この点、原子爆弾の投下の結果として生じ

た放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害である（被爆者援護法前文）ものの、その対策は国民の租税負担によって賄われるものであって国の財政事情を無視することができず他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生じさせないようにしながら公正妥当な範囲による措置を講ずべきものであるから、立法措置を講じるか否かの判断が国会の裁量的判断に委ねられることに変わらない」

「したがって、被爆二世を援護の対象とする本件各立法行為を行わなかった国会議員の立法不作為が、前記の例外的場合に当たるとする余地は無い」

(4) 被爆二世に遺伝的影響があることを前提にして、援護法が憲法違反であるとする原告の主張は、前提を欠き失当であるとした。

「被爆二世が発がんリスク増加などの遺伝的影響を受けることが科学的に認められるものではない」

「現在の科学的知見によっても親の原子爆弾による放射線被曝により、その子どもの疾患や障害等に対して遺伝的影響が生じることは認められていない」

7. 原告側第1準備書面

第3回の口頭弁論が1980年2月6日に開かれ、原告側は被告側の反論に対し、準備書面で以下のように主張した。

(1) 被告は、被爆者援護法が「国家補償の側面をもつ」という重要な点を無視し、法適用の範囲をいかに狭めるかに、汲々としている。

「被爆二世に放射線による健康への影響について科学的な証明がなされていない」として援護の対象とすることを否定しようとする被告の主張は、被爆者援護法の基本的な趣旨を全く理

解しないものと言わねばならない。

(2) 以下のような動物実験で、放射線被曝による継世代的な健康影響が出ることがすでに、科学的に証明されている。

アメリカのノーベル賞遺伝学者H・J・マラーは、ショウジョウバエにエクセス線を照射した実験をもとに「①突然変異のほとんどが劣性であること②したがってその影響がみとめられないほどであっても子孫にはあらわれること③雑婚が行われると、自然に蓄積されてきた突然変異の影響のなかにこれがふくまれ、ハッキリそれと分らなくなる、という理由から、広島や長崎で生き残った人々に生まれたこどもが正常に見えるからといって、原爆による遺伝的障害がとるに足らないものだとするものがあるが、それは誤りだ」と指摘している。

大阪大学名誉教授の野村大成は、親世代のマウスに放射線を照射し、「親の放射線被曝によって、次世代にガンなどの多因子疾患が誘発される」という健康影響を証明した。

この他にも、親世代のマウスに対する放射線照射によって、子どものDNA反復配列の突然変異率が線量依存的に増加することが観察されている。

(3) マウスで証明された放射線の遺伝的影響は、ヒトにも遺伝的影響が生じることを推測させる。人間に対する実験はできないが、放射性物質を扱う工場での事故で、ヒトでも、親世代の放射線被曝の遺伝的健康影響があることを示す研究結果が報告されている。

具体的には、イギリス北西部、セラフィールドの核再処理工場で、1957年に火災事故がおき、100ミリシーベルト以上の被曝歴のある労働者の子どもは、白血病と非ホジキンリンパ腫の発症頻度が対照群と比べて6から8倍ほど高いことが判明したという報告がある。

また広島大学名誉教授の鎌田七男によれば、

両親がともに被爆していた場合、片親のみが被爆している場合に比べて、白血病発症の頻度が有意に増加していたことが判明した。

被告国側が論拠とする「現在までのところ、放射線被爆に関連した遺伝的影響が存在するという証拠は得られていない」という放影研・放射線影響研究所の報告に関しては、先述した阪大名誉教授の野村が、「放影研は放射線の影響をあまり受けたくないような指標を使って調査している」と、その問題点を指摘する。さらに野村は、「比較対照をする非被爆集団のなかに、内部被曝しているであろう人が含まれており、優位な差が出てこないのは当然だ」と批判している。

8. 被告側第2準備書面

2018年6月19日の第4回口頭弁論で、被告の国側は第2準備書面を提出し、以下を主張した。(1) 親の放射線被曝により被爆二世に健康影響が生じることの立証責任は、原告らにある。

立法不作為が違法というのであれば、原告らが、親の放射線被曝により被爆二世に健康影響が生じることを科学的知見に基づき高度(80～90%)の蓋然性をもって立証すべきである。(2) 親の放射線被曝によって被爆二世の健康に影響が生ずることを示す科学的知見は存在せず、原告らが指摘する研究報告等をもって、これを認めることはできない

最新の見解においても、親の放射線被曝による遺伝的影響として明白に確認されたものはない。マウス等の動物実験の研究結果をもって、人間に遺伝的影響が生じることを証明する科学的知見とはいえない。

ヒトについての調査研究結果によっても、親の放射線被曝により被爆二世の健康に影響を生じたことが科学的知見に基づき証明されたとは

認められない。

9. 原告側第2準備書面

2018年10月16日の第5回口頭弁論で原告側は、新たに提出した第2準備書面に従って、前回の被告の主張に反論した。

(1) 原告は、「被爆二世に健康影響が生じる」とは主張していない。遺伝的影響は否定できないと言っている。これに対して遺伝的影響を否定するのは国側であり、被告にこそ、その立証責任がある。

(2) 原爆の遺伝的影響について国は、「有意な影響は認められていないものの、さらに研究を積み重ねる必要がある」としているにも関わらず、それが実行されていない。放射線の健康影響は未知の部分があるのだから、それに配慮して施策を進めるべきだ。

(3) 「被爆体験者」が「被爆者」認定を求めた「長崎被爆体験者訴訟」で、2017年12月の最高裁判決は、「被爆者援護法は特殊の戦争被害について国が救済を図るという一面をも有するものであり、国家補償の配慮が制度の根底にあることは否定することができない」と述べており、被爆者援護法の理解について、最高裁の姿勢は一貫している。その意味からも、国が責任を放棄することは許されない。

10. 裁判の展望

ここまで、被爆二世による集団訴訟の現状を紹介した。

国を相手取って争う行政訴訟の場合、被告国側の代理人は、訟務検事と呼ばれ、法務省に向向中の裁判官や検事が務めることになっている。情報量や資金力では、被告側が圧倒的に有利である。

さらに、裁判は一審でいずれの主張が認められるにせよ、高裁、最高裁まで争うことを含め、長期化が予想される。

しかし本稿の冒頭で触れたように、被爆者に対する援護策は、裁判で勝ち取った歴史でもある。

1955年、広島市の被爆者3人が国を相手取り、損害賠償とアメリカの原爆投下を国際法違反とすることを求めた訴訟を東京地裁に起こした。いわゆる「東京原爆裁判」である。

裁判中の世論の高まりもあり、はじめての被爆者対策として1957年に「原爆医療法」が制定され、これにより被爆者手帳の制度が始まった。

1963年の判決は、損害賠償請求を棄却したが、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」とした。さらに「国家は自らの権限と責任において開始した戦争により、多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般戦災者の比ではない。被告がこれに鑑み十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。それは立法府及び内閣の責務である。本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられない」と述べた。

請求は棄却されたが、「原爆投下は国際法違反」との判決内容を評価して原告側は控訴せず、裁判は1審で確定した。この判決を踏まえて、1968年には医療特別手当などを定めた「原爆特別措置法」が施行された。

その後も1972年に、それまで外国人被爆者に交付されていなかった被爆者手帳の交付を求めて韓国人被爆者が提訴した「孫振斗裁判」、1973年に原爆白内障の認定却下処分の取り消しを求めた「石田原爆訴訟」、1988年に原爆症認定却下処分の取り消しを求めた「原爆松谷裁

判」、1998年に韓国人被爆者が韓国帰国後の健康管理手当支給打ち切り処分の取り消しを求めた「郭貴勲裁判」、2001年にブラジル在住の被爆者が、日本国外からの申請を理由とした被爆者手帳申請却下処分の取り消しを求めた「在ブラジル被爆者手帳裁判」など、数多くの裁判が闘われた。

いずれの裁判も当初は、「国を訴えるのは無謀だ」との世評が一般的だった。しかしそのほとんどで予想に反し、原告側が勝訴した。被爆者援護の施策は、被爆者自身による訴えが世論を動かし、裁判の結果と相まって勝ち得た成果の歴史なのだ。

こうした経緯を踏まえて、裁判の原告の1人でもあり、全国被爆二世協の元会長でもある平野伸人は、次のように語る。

「勝ち負けの問題ではなく、被爆二世の問題を国民的課題にしたいというのが、私たちにとっての裁判の意図なのです。遺伝的影響があるかないかを裁判所に判断してもらうのではなく、『あるかもしれない』という不安を持つこと自体が問題なのです。そういう問題があるということ、世の中の人に知ってもらいたい。

国の対応は予想通りですが、国民を守るべき政府が、『関係ない』という態度を示すことには憤りを感じます。それも含めて『被爆体験の継承』じゃないかと思うのです。被爆後の社会の在り方を、身をもって体験しているわけだから、これも立派な運動の継承だと思います。つまり、核の非人道性を告発する裁判だと思っています。だから、問題を国民的課題に押し上げるといって意味で、長く裁判を続けたいのです」

11. コスタリカとメキシコが勧告

被爆二世たちは、国内世論だけでなく、国際世論も喚起しようとしている。

国連では人権問題に対処する機能を強化するため、2006年にスイス・ジュネーブの国連欧州本部に「国連人権理事会」を創設した。国連人権理事会では国連加盟国の人権状況を審査する目的で、2008年からUPR・「普遍的定期審査」と呼ばれる取り組みを実施している。外務省によると、国連加盟国は4年半で、すべての国が審査される。審査基準は国連憲章、世界人権宣言、当該国が締結している人権条約などである。作業部会においては、すべての国連加盟国が議論に参加する。

全国被爆二世協では、このUPRに訴えることにしたのである。以下、全国被爆二世協会長の崎山がまとめた報告をもとに、概要を示すことにする。

2015年6月29日から7月5日にかけて、全国被爆二世協は、ジュネーブの国連欧州本部へ、会長の崎山を団長とする国連人権理事会訪問団を派遣した。

訪問団は国連人権理事会を傍聴し、サイドイベントに参加するとともに、国連人権理事会で活動するNGOと交流し、意見交換を行った。この結果、「被爆二世問題は、国連人権理事会で検討すべき議題である」との感触を得ることができた。

2017年3月30日、全国被爆二世協と広島県被爆二世団体連絡協議会、それに長崎県被爆二世の会は、国連人権理事会に対し、日本政府に「被爆二世の人権を保障する施策を行うよう勧告する」ことを期待して、「日本における原爆被爆二世の人権、及び日本政府の取り組みに関する報告書」を提出した。

同年10月4日から5日にかけて、全国被爆二世協の考えに理解を深めてもらうため、各国政府の在日大使館を訪問した。

同年10月11日には、国連人権理事会の事務局を担当する「国連人権高等弁務官事務所」が

作成した「日本に関する利害関係者の報告のまとめ」が公表された。この中に、「原爆被爆二世は、放射線による遺伝的影響の危険にさらされていること、そして深刻な差別と社会的偏見に苦しんでいる」という全国被爆二世協が提出した報告書の要約も盛り込まれた。

これを踏まえ、全国被爆二世協は10月16日から18日にかけてジュネーブで、各国政府代表部へのロビー活動を行い、作業部会で各国政府代表から日本政府へ被爆二世の人権保障を勧告してもらう取り組みを行った。あわせて国連で活動しているNGOと意見交換を行い、今後の活動へのアドバイスを得るとともに、国連人権高等弁務官事務所を訪問し、国連における活動について理解を深める取り組みなどを行った。

同年11月14日の作業部会における審査報告で、各国政府から日本に対し、死刑の廃止や、核兵器禁止条約の署名などを含む217項目の勧告が出された。勧告に法的拘束力はないが、人権問題で世界の趨勢とは異なる部分を海外から明確に指摘された形となった。

この中でコスタリカとメキシコが日本政府に対する勧告として被爆二世の問題について言及し、11月16日に採択された第3回UPR日本審査の報告書に盛り込まれた。

このうちコスタリカは、「特に健康問題において、被爆二世に対する被爆者援護法の適用拡大を検討すること」とした。

またメキシコは、「福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること」を求めた。ここで言う「何世代もの核兵器被害者」とは、被爆者、そして被爆二世・三世のことである。

世界世論への提起を決めてから、きわめて短期間の運動であったが、国連の勧告に取り上げられることに成功した。運動の先頭に立ってきた山崎は、「国連人権理事会で被爆二世の人権

保障が議論されたのは今回はじめてであり、画期的なことだと思っている」と高く評価した。

運動が一定の成果を挙げた背景について山崎は、2017年7月に、122カ国が賛成して採択された「核兵器禁止条約」を挙げる。

条約は、「核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇などの活動を、いかなる場合にも禁止する」ことを定めた画期的な内容だが、それだけではない。

前文において、「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認し難い苦しみと害に留意する」とした上で、「現在と将来世代の健康に重大な影響を与える」という表現で、被爆二世・三世問題についても言及しているのだ。これを踏まえて山崎は、次のように語る。

「核兵器の非人道性の議論のなかで、将来世代の問題まで議論されている。国際的な認識として、そこまで高まっているということが背景にあると、私たちは認識しています」

12. 日本政府の対応

国連人権理事会の勧告を受け、全国被爆二世協は2017年12月27日の厚生労働省交渉で、勧告の受け入れを要請した。

2018年2月21日には長崎県被爆二世の会が、長崎市と長崎県に対し、「勧告を受け入れるように日本政府へ強く働きかける」ことを要請した。

同年2月27日から3月23日にかけて、第37回国連人権理事会が開催された。

3月1日、日本政府は「UPR日本審査・勧告に対する我が国対応」を提出した。

各国から出された217項目の勧告に対し、日本政府は145項目を受け入れた。しかし38項目については一部受け入れや「留意」とし、死刑

の廃止や、核兵器禁止条約の署名など34項目を「受け入れない」として拒否した。

このうち、コスタリカの勧告については、「受け入れない」という回答をした。外務省はその理由を、次のように説明した。

「被爆二世については、現在までのところ、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないため、被爆二世に対する原子爆弾被爆者援護法の適用拡大を検討することは考えていない」

メキシコの勧告については、福島の問題について「フォローアップすることに同意する」と回答した。

「我が国においては、国民皆保険制度により、何人も医療サービスへのアクセスが保障されている」

フォローアップとは言うものの、現状を回答したにすぎない。

被爆者については、「広島及び長崎における原子爆弾の被爆者に対しては、原子爆弾被爆者援護法に基づく追加の支援を実施している」と、これまた現状を述べたに過ぎない。

そして被爆二世についてである。

「なお、原子爆弾の被爆二世については、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないため、被爆者と同様の支援を検討することは考えていない」

そう言い切っている。

全国被爆二世協としては、残念ではあるが、予想通りの政府の対応であった。しかし、国連という場で、被爆二世の訴えが理解されたことは、山崎たちにとって、今後も運動を進める上で大きな力となった。

「核被害による人権侵害の最たるもののひとつが放射線の将来世代への影響です。核と人類は共存できない。再び核被害者を作らないため、核のない世界の実現のために、甚大な人権侵害

としての放射線の、将来世代への影響の問題を国際社会に訴えていくことが日本の被爆二世の使命であり責務です。

原発事故の福島やチェルノブイリの被害者とも交流していますが、次の世代がどうなるかということを非常に心配されています。世界の核被害者は、次の世代の問題を非常に重要な課題だと思っているのです」

全国被爆二世協では、2020年のNPT核拡散防止条約再検討会議に向けて、2018年4月から5月にかけてジュネーブの国連欧州本部で開かれた準備委員会にも、代表を派遣した。国連の軍縮部に、これまでの活動実績を提出したところ、委員会傍聴の承諾を得たのだ。

各国代表や世界のNGOが多数参加する機会をとらえ、5月2日に「ヒロシマ・ナガサキの被爆二世の訴え：核軍縮を押し進め、将来世代を含む核兵器被害者（ヒバクシャ）の人権を護るために」というテーマでサイドイベントを開催し、各国政府代表部やNGOから23人の参加があった。

17カ国の政府代表部に面会を要請し、このうちオーストラリア、カナダ、コスタリカ、オーストリア、スウェーデン、ニュージーランド、そして日本の外交官と意見交換を行った。この席で、被爆二世の人権保障を求める取り組みに理解と協力を求めるとともに、核兵器禁止条約に署名していない国に対しては、署名と批准を行うよう求めた。

長崎市長の田上富久は、2017年の「平和宣言」で、「被爆者がいる時代の終わりが近づいている」と述べている。時間の流れを止めることはできない。全国被爆二世協は、被爆二世の人権保障を求める活動をきっかけに、世界のNGOと交流を深めながら、運動の新たな展開を模索している。

13. 高校生平和大使がノーベル平和賞候補に

被爆二世による国連での訴えを紹介したが、その20年も前から、被爆三世たちは国連を舞台にした活動を続けている。それが、2018年のノーベル平和賞の候補にも選ばれた「高校生平和大使」、そして「高校生1万人署名活動」である。

そもそものスタートは1998年の、インドとパキスタンの核実験にさかのぼる。NPT体制により核兵器保有が公認されている米露英仏中の5大国以外で、堂々と核実験が行われたことに、核兵器廃絶を求めてきた世界の人びとはがく然とした。被爆地長崎でも危機感が強まった。何か行動をおこさなければならない。平和を願う市民のつどいとして毎年開かれている「ながさき平和大集会」の実行委員会に参加していた市民グループは、被爆地の心を世界に伝えようと知恵をしぼった結果、国連本部に反核使節団を送ることにした。ポイントは、その役目をこれからの時代を担う若い世代に託したことである。こうして高校生平和大使の取り組みが始まったのだ。

最初の高校生平和大使には14人の応募者があり、作文と面接で審査した結果、被爆三世を含む2人が初代の平和大使に任命された。

2人は1998年10月にニューヨークの国連本部を訪問し、ジャヤンタ・ダナパラ軍縮担当事務次長に面会した。この席で、被爆三世の石丸あゆみは英語で、「核兵器が全人類を滅ぼすかもしれないことを、被爆者は心配しています」と伝えたくて、「核兵器の保有国は、敵から自分たちを守るために核が必要だと信じています。しかし、敵とは誰でしょう。核兵器それ自身が敵なのです」と訴え、テレビや新聞で報道されて大きな共感呼んだ。

翌年の2代目高校生平和大使には、初代の成功を受けて応募者がいっきょに60人に増え、長崎2人、広島1人のあわせて3人が平和大使に任命された。このうち1人は被爆三世である。3人は核兵器廃絶を求める6万人余りの署名を携えて国連本部を訪ね、核軍縮に向けた努力を求めた。

こうして毎年、市民からの募金をもとに、公開選考会を経て数人の高校生が国連に派遣される高校生平和大使は、被爆地長崎が世界に向けて平和を発信する恒例行事となっていた。2000年の3代目からは、訪問先を軍縮会議の舞台となるスイスのジュネーブに変え、国連欧州本部に平和のメッセージを届けている。

この3代目の大使は帰国後、核兵器の廃絶をめざす活動を高校生の仲間にも広めようと、「核兵器廃絶と世界平和の実現を求める高校生1万人署名活動」を2001年に始めた。高校生の署名を「高校生平和大使」に託し、国連欧州本部に届けようというもので、実行委員会には長崎県内20校から約50人が参加した。その結果、高校生で約1万8000人分、一般から約1万人分の署名を集めることに成功し、当初の1万人という目標を大幅に上回る署名簿が、第4代高校生平和大使に託された。この署名活動も毎年の恒例行事となっている。

「高校生平和大使」は、国連ではヒロシマ・ナガサキ・ピース・メッセンジャーと呼ばれ、2001年に面会した国連軍縮局部長のエンリケ・ロマン・モレイは、「あなたがたはどんなに時代が変わっても世界に対して（核兵器の恐ろしさを訴える被爆者の）シンボルを受け継いでいかねばなりません。それがあなた方の役目です」と励ますなど、被爆者の思いを受け継ぐ者としての役割が期待されている。

2002年にはローマ法王ヨハネ・パウロ二世に謁見した。2004年には核兵器保有国である

フランス政府の担当者が大統領府で彼らの意見を聞くなど、海外での評価は高い。

しかし運動が始まった当初は地元でも知名度が低く、活動に否定的な学校も多かった。長崎市内の公立高校に在学中、第4代大使を務めた嶋田千佐子は、生徒会に署名活動への協力を求めたが、この話を聞いた教頭に呼び出されて、次のように告げられた。

「政治的な活動を学校に持ち込むことはできません。どうしてもやりたいというのなら、敷地外でしてください」

やむなく嶋田は卒業式が終わったあと、1人で学校の外に机を置き、卒業生や在校生に署名を呼び掛けた。そんななか、嶋田に賛同してくれた生徒会の2人の女子生徒が署名活動を手伝ってくれた。さらに1人の教師は、暖かい飲み物を持ってきて励ましてくれた。それが、嶋田にとって忘れられない思い出となっている。

かつてはそんな時代だったが、いまでは活動も学校に認知され、「高校生平和大使募集」の応募用紙が、各校で配布されるまでになっている。

小さなことでも、継続することに意味がある。「微力だけど無力じゃない」

この言葉は2001年9月11日の同時多発テロ後、「平和大使や署名活動にどれだけの意味があるだろうか」と高校生たちが大激論した末、活動の合言葉として、高校生たちが使うようになった。

そして同時多発テロ事件とアフガニスタン戦争をきっかけに、アジアの子どもたちに鉛筆を届ける「高校生一人一人えんぴつ運動」を始めた。鉛筆の形がミサイルの形に似ていることから、「ミサイルよりもえんぴつを」をスローガンにしたのである。なかでも、フィリピンとの交流は活発で、高校生がフィリピンを訪問して鉛筆を寄贈したり、現地で署名活動したりしたほか、

フィリピンの高校生を長崎に招待もして、お互いの歴史や文化を学んでいる。

2006年にはアジアの子どもたちに、高校生が里親となって奨学金を贈る「高校生アジア子ども基金」を創設した。

2008年の第11代平和大使を務めた成瀬杏実は国連欧州本部で、自身が被爆三世であること、そして高校生の平和活動を紹介しますと、国連軍縮会議事務局次長のティム・コーリーは、「あなたたちの力はビッグパワーであり、あなたたちの努力はこれから大きな花を咲かせ、必ず実ります」と激励した。

高校生平和大使は、長崎の市民運動が生み出した“被爆地ナガサキ”の新しいシンボルであり、既存の市民運動の枠を超えて共感の輪を広げている。これまでに高校生平和大使として活動した高校生は、全国17都道府県の高校から選ばれた約200人。高校生1万人署名活動に参加した高校生は約3000人に上る。

彼らは毎週日曜日に、雨の日も、雪の日も、暑い日も、長崎駅前や商店街の街頭に立ち、署名活動に取り組んできた。これまでに集まった署名は約167万人分ののほり、国連に永久保存されている。

長崎で始まった高校生平和大使の活動が、2018年で満20年を迎え、与野党の国会議員25人が推薦人となり、ノーベル委員会に推薦状を送った。委員会では2018年ノーベル平和賞の正式な候補に、世界330の団体や個人を候補に選んだが、その中に高校生平和大使も含まれたのである。

平和大使派遣委員会の共同代表を務める、元小学校教諭の平野伸人は、活動の目的について、次のように語る。

「平和活動家を育てようなどという意識は、まったくありませんが、心の平和を持ち続ける人であってほしい。心の平和とは、弱い人の立

場に立てることだと思っています。平和大使や署名運動を経験した高校生は、様々な職業に就いていますが、平和を愛する人間になるという原点だけは、この活動に参加した全員が持っているとは私は信じています」

平野は、全国被爆二世協の会長も務めた被爆二世で、既述したように被爆二世集団訴訟の原告でもある。

「私自身は、被爆二世から被爆三世へ、三世から四世へとつないでいくという意味をしっかりと噛みしめながら、高校生と今後とも付き合っていきたい」

成瀬は、平和大使の活動に入ったきっかけについて、第9代平和大使の滝川理沙から、「長崎の子どもとして、過去と未来をつなぐ大きな役割がある」と手紙をもらったことだと話す。平野の思いは、確かに高校生たちに受け継がれている。

現役の高校生平和大使である溝上大喜は、街頭で署名活動をしていて、手ごたえを感じる人が多いと話す。

「『君たちのやっていることが希望だ』といってくれる人もいる。『がんばってね』と応援してくれる人。差し入れをくれる人もいる。なかには通りすがりに、『ふざけんな』と罵倒する人もいます。そういうこともあります。それもひとつの意見として捉えることができます。違う意見も尊重しながら、自分たちの意見を貫き通すのだという気持ちです」

被爆二世の平野たちが蒔いた小さな種は、小さいかもしれないが、確実に花を咲かせ、次につながる実を結んでいる。

1人の力は、1人だけでは確かに弱い。しかし1人が、また1人と、手を携えていくことができれば、1人の力は世界を動かし、変えてゆくことができるはずだ。微力だが、無力ではない。高校生平和大使と高校生1万人署名活動は、

それを高校生たちに肌で感じさせる取り組みと
なっている。

おわりに

被爆二世に対する放射線の遺伝的影響は、裁判になっていることからわかるように、まだまだわからないことが多いのは事実だ。しかし原爆投下後70年以上たった今でも「わからない」ということこそ、未知の威力を持った核兵器の恐ろしさを実証するものである。

本文中で紹介した被爆二世に対する東京都議の暴言は、きわめて差別的なものだが、当の議員は発言後の選挙でトップ当選を果たし、東京都議会議長や全国都道府県議会議長の会長も務めた。その事實は、被爆問題や人権問題に対する世間の関心の薄さを物語る。それは差別の温床ともなる。事実、福島で原発事故が起きると、インターネット上で根拠もない差別発言が横行した。被爆二世の問題は、過去の問題ではない。それを被爆二世たちは実感しているがゆえに、新たな活動に駆り立てられている。

被爆二世たちは、放射線の遺伝的影響による健康被害がいつ現れるかもしれない、あるいは遺伝的影響が三世以降へ引き継がれるかもしれないという恐怖や偏見と闘いながら、同時に核廃絶に向けた被爆者の訴えを受け継いでゆかねばならないと感じている。

その意味で彼らは、核時代の負の十字架を背負った、我々の世代の象徴なのである。

<参考文献>

- 竹内淑郎編『ほく生きたかった』（1968年、宇野書店）
深川宗俊監修『被爆二世——その語られなかった日々と明日』（1972年、時事通信社）

- 名越操『ヒロシマ 母の記 史樹の「死」を生きて』（1985年、汐文社）
創価学会婦人平和委員会編『被爆二世（長崎編） 終りはいつですか』（1985年、第三文明社）
全国被爆二世協職員の会編集・発行『被爆二世 核と被爆問題を考える』（1987年）
舛田耕三「被爆二世健康調査と反対運動」広田伊蘇夫・暉峻淑子編『調査と人権』（1987年、現代書館）
阿波章夫「被爆者の子供に対する染色体調査」放射線被曝者医療国際協力推進協議会編『原爆放射線の人体影響1992』（1992年、文光堂）
広島市衛生局被爆者対策部編『広島市原爆被害者援護行政史』（1996年、広島市）
全国被爆二世団体連絡協議会・原水爆禁止日本国民会議編『被爆二世の問いかけ』（2001年、新泉社）
南嘉久『失われた言葉を求めて』（2002年、編集室ふたりから）
高校生一人署名活動実行委員会・長崎新聞社報道部『高校生一人署名活動 高校生パワーが世界を変える』（2003年、長崎新聞社）
中村義・和泉志津恵「原爆放射線の遺伝的影響に関する疫学調査の現状」『放射線生物研究』（2004年、放射線生物研究会）
高校生1万人署名活動実行委員会・長崎新聞社報道部『ピース！ PEACE NAGASAKIから世界へ飛び出す若者たち』（2005年、長崎新聞社）
全国被爆二世団体連絡協議会・原水爆禁止日本国民会議編集・発行『第五の被爆者』（2008年）
高比良由紀『私たちにできること——高校生一人署名活動・高校生平和大使』（2009年、長崎新聞社）
高校生1万人署名活動実行委員会監修『今伝えた被爆者の心』（2009年、長崎新聞社）
中村尚樹『被爆二世を生きる』（2010年、中公新書ラクレ）
長崎県被爆二世の会編集・発行『長崎の被爆二世～援護と核廃絶をめざして～』（2017年）
永田浩三編著『フェイクと憎悪』（2018年、大月書店）